

十日町市診療所設置奨励要綱の全部を改正する告示

平成27年3月30日

十日町市告示第92号

十日町市診療所設置奨励要綱（平成17年十日町市告示第142号）の全部を改正する。

十日町市医療施設整備等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民が安全かつ安心な医療サービスを受けることができる体制を構築し、もって市民の健康と福祉の増進に寄与することを目的として、市内において医療施設の新規開設、診療体制の継続確保等を図る医師等に対し、十日町市医療施設整備等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療施設 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院及び診療所（歯科医業を行う場所及び同法第31条に規定する公的医療機関を除く。）をいう。
- (2) 医師等 医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師及び医療法人その他病院又は診療所を開設することができる法人をいう。
- (3) 医療機器等 医療施設における診療に必要な機械、備品、器具等をいう。
- (4) 金融機関等 国、県、市、独立行政法人福祉医療機構等の公的機関及び一般金融機関をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内において医療施設を新規に開設する医師等、既存医療施設の増改築又は敷地拡張（以下「増改築等」という。）を行う医師等、医療機器等の購入又は更新（以下「設備整備」という。）を行う医師等及び引き続き診療を継続するために既存医療施設の院長を後継した医師であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者又は有する見込みである者
 - (2) 市内において10年以上診療を継続する見込みのある者
 - (3) 一般社団法人十日町市中魚沼郡医師会（以下「医師会」という。）に加入し、積極的に地域医療に貢献しようとする者
- (補助の区分、補助対象経費等及び補助率等)

第4条 補助の区分、補助対象経費等及び補助率等は、別表のとおりとする。

2 別表に掲げる補助の区分の医療施設後継者補助を除く補助対象経費は、医療施

設としての機能を有するために必要な額に限る。

- 3 別表に掲げる補助の区分ごとに算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 補助対象者が申請できる別表に掲げる補助の区分ごとの補助金は、それぞれ1回限りとする。ただし、既存医療施設の院長を後継した医師にあっては、同表に掲げる補助の区分ごとの補助金を新たにそれぞれ1回に限り申請できる。

(事前協議)

第5条 補助対象者は、医療施設の新規開設の場合は新規開設しようとする日の6か月前までに、その他の補助を申請する場合はあらかじめ十分な時間的な余裕をもって、次に掲げる書類を市長に提出して協議しなければならない。

- (1) 医療施設整備等支援事業補助金交付申請事前協議書（様式第1号）
 - (2) 医師免許証の写し（新規開設又は後継の場合）
 - (3) 医療施設の新規開設又は既存医療施設の増改築等に必要な金額が見込まれる資料等の写し（新規開設又は増改築等の場合）
 - (4) 設備整備に必要な金額が見込まれる資料等の写し（設備整備の場合）
 - (5) 金融機関等からの借入額及び償還額が見込まれる資料等の写し（新規開設の場合）
 - (6) 医療施設の院長の履歴書（新規開設又は後継の場合）
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による協議の申出があったときは、書類審査、現地調査等により第1条に掲げる趣旨に合致するか調査し、補助金の交付の可否について医療施設整備等支援事業補助金交付（不交付）内示通知書（様式第2号）により、当該申出をした者に通知するものとする。
 - 3 市長は、この支援制度の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該協議の相手方に対して意見をし、又は必要な条件を付すことができる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、医療施設整備等支援事業補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 土地売買契約書、建物売買契約書又は建物建設工事請負契約書の写し（新規開設又は増改築等の場合）
- (2) 医療施設の土地及び建物の図面等の資料の写し（新規開設又は増改築等の場合）
- (3) 医療機器等購入費の明細書及び請求書の写し（設備整備の場合）
- (4) 金融機関等からの前年度末の借入残額が確認できる書類等の写し（新規開設の場合）
- (5) 医師会に加入していること又は加入する見込みであることを証する書類
- (6) 医療施設の院長の住民票（新規開設又は後継の場合）

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査し、交付の可否について医療施設整備等支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定した場合において、特に必要があると認めたときは、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）の請求により補助金の概算払をすることができる。この場合において、補助事業者は、医療施設整備等支援事業補助金概算払請求書（様式第5号）により市長に請求するものとする。

(変更申請等)

第9条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ医療施設整備等支援事業補助金変更申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに医療施設整備等支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 医療法第7条第1項に規定する新潟県知事への開設許可を申請する書類の写し（添付書類を含む。）又は同法第8条に規定する新潟県知事への届出書（添付書類を含む。）の写し（新規開設の場合）

(2) 土地取得費、建物取得費及び建物工事費の領収書の写し（新規開設又は増改築等の場合）

(3) 医療機器等購入費の領収書の写し（設備整備の場合）

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該実績報告書の審査等により、交付すべき補助金の額を確定するものとし、その内容を医療施設整備等支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定通知後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、医療施設整備等支援事業補助金請求書（様式第9号）により市長に請求するものとする。

3 前項の場合において、既に第8条に規定する補助金の概算払を受けている者に

については、既に市長が支払った額が確定した補助金の額（以下「確定額」という。）に満たない場合にあってはその差額を請求し、確定額を超えている場合にあっては精算するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助金の交付決定後において、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金交付決定通知書の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定の通知を受けたとき。
- (3) 補助金を交付目的以外の用途に使用したとき。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合は、当該補助事業者に対し、医療施設整備等支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その全額又は一部の返還を命じることができる。

（地域医療への貢献）

第14条 補助金の交付を受けた者は、一次救急診療の当番医制、市立学校の校医その他市が実施する事業について、市から協力を求められたときは、これに協力しなければならない。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助金の交付を受けた者が第11条の規定による補助金の額の確定通知の日から起算して10年を経過する前に第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったときは、既に交付した補助金の返還を求めることができる。この場合において、返還を求める額は、市内に住所を有した期間、診療を継続した期間又は医師会の加入期間に応じて月割により計算するものとする。

（補助金返還の猶予）

第16条 市長は、前条の規定により補助金を返還する者が災害、疾病その他やむを得ない理由により補助金を返還することが困難になったときは、当該理由が継続する期間、補助金の返還を猶予することができる。

2 前項の規定により補助金の返還の猶予を受けようとする者は、医療施設整備等支援事業補助金返還猶予申請書（様式第11号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金返還の免除）

第17条 市長は、第15条の規定により補助金を返還する者が、死亡又は心身の故障その他やむを得ない理由により補助金を返還することができなくなったときは、補助金の返還の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の規定により補助金の返還の免除を受けようとする者は、医療施設整備等支援事業補助金返還免除申請書（様式第12号）を市長に提出し、その承認を受け

なければならない。

(延滞金)

第18条 市長は、補助金の交付を受けた者が正当な理由がなく補助金の返還を遅延したときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、当該返還額に年10パーセントの割合を乗じて得た金額を延滞金として徴収することができる。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助の区分	補助対象経費等	補助率等
施設整備費補助 ※対象：新規開設及び既存医療施設	(1) 100万円以上の土地取得費のうち、土地売買契約書に記載された額 (2) 100万円以上の建物取得費又は建物工事費のうち、建物売買契約書又は建物建設工事請負契約書に記載された額 (3) (1)及び(2)の額に対して他の助成金等がある場合は、当該助成金等の額を減じた額とする。	ア 補助率 1/2 イ 補助限度額 5,000万円
設備整備費補助 ※対象：新規開設及び既存医療施設	(1) 購入した医療機器等の領収書に記載された額。ただし、設置費、調整費等の経費を含み、1台10万円以上のものに限る。 (2) (1)の額に対して他の助成金等がある場合は、当該助成金等の額を減じた額とする。	ア 補助率 1/2 イ 補助限度額 1,000万円

借入金利子補助 ※対象：新規開設医療施設	医療施設を新規に開設するための施設整備に係る経費のうち、金融機関等からの借入額（この告示の施行の際現に金融機関等から借入れをしているものを含む。）	<p>ア 補助率 前年度末の借入残額の1%を5年間交付。ただし、借入金利子に対して他の助成金等がある場合、当該助成金等と本項の借入金利子補助の合算額がその年に補助対象者が支払うべき借入金利子の額を上回るときは、その額を限度とする。</p> <p>イ 補助対象限度額 交付の対象となる前年度末の借入残額は、1億5,000万円を限度とする。</p>
医療施設後継者補助 ※対象：既存医療施設院長後継者	引き続き診療を継続するために既存医療施設の院長を後継した医師を対象	補助金の額 1,000万円